

# 定例教育委員会 「移動」します!

傍聴にお越しく下さい

6月12日(水) 一本松の家

8月 7日(水) コミュニティ・プラザ

10月 9日(水) 清泉荘

昨年度、「移動定例教育委員会」を開催しました。今年度も引き続き、移動定例教育委員会を開催します。昨今、教育改革の中で、教育委員会の位置づけについての改革が議論されています。「定例教育委員会」って何をしているの? どんな仕組み? などと疑問に思っている方、教育の町づくり事業にご興味をお持ちの皆さん、お誘い合わせて一度、傍聴にお越しく下さい。なお、移動定例教育委員会でない月は定例教育委員会を役場教育長室で開催しています。その都度、お知らせをしていきますので、教育委員会だよりでご確認ください。

# 教育委員会だより

富士見町

第90号

## 平成25年度「教育の町」づくり事業

# 「エデュ・Café」日程のお知らせ

◆時間：午後7時より(全町対象 コミュニティ・プラザ会場は午前9時30分)  
約2時間の予定

回	日 程	主に対象とする地区(会場：網掛け太字の地区公民館等)
1	6月 6日(木)	乙事
2	6月13日(木)	富士見(会場：仮事務所/富士見郵便局上 旧五味縫製)
3	6月20日(木)	信濃境 池袋 烏帽子 高森 小六 広原
4	8月22日(木)	御射山神戸 栗生 大平 松目 原の茶屋 富士見ヶ丘
5	8月29日(木)	立沢
6	9月12日(木)	机 瀬沢 先能 神代 平岡 下蔦木 上蔦木(旧落合小)
7	9月14日(土)	町内全域(コミュニティ・プラザ)
8	9月26日(木)	富里 富士見台
9	10月 3日(木)	南原山 富原 富ヶ丘
10	10月17日(木)	葛窪 先達 田端
11	11月14日(木)	若宮 木之間 花場 休戸 横吹 とちの木 塚平
12	11月21日(木)	瀬沢新田 桜ヶ丘

●●● 保護者・地域の皆さま・学校関係者どなたでもお気軽にどうぞ ●●●  
ご都合に合わせて、対象地区以外でも、参加が可能です。

問 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

平成25年6月1日発行  
富士見町教育委員会編集  
☎62-9235  
kodomo@town.fujimi.lg.jp

定例教育委員会  
6月12日(水)  
午前9時30分より  
一本松の家  
傍聴歓迎!

子どもに関する  
なんでも相談  
月曜日～金曜日  
午前8:30～午後5:15  
☎62-9233  
家庭・教育相談員  
(鈴木)

## 「無料塾」 夏期講座

富士見中学校  
3年生向けの夏期  
講座受講生募集  
は6月11日(火)  
から始まります。  
詳細は学校から  
配布される募集  
のお知らせをご覧  
ください。

問 総務学校教育係  
☎62-9235

## 新任教職員研修会を開きました



新たに富士見町に赴任された先生方を対象に英語授業の研修会を行いました。

実際に授業を受ける児童になったつもりで熱心に、楽しく活動に参加する先生方の姿が印象的でした。

(4月18日 コミュニティ・プラザにて)

◀小学1～3年生向けグループの様子

## 社会教育委員の紹介

社会教育委員は、社会教育法により設置される非常勤の特別公務員です。教育委員会では平成25年度から2年間、以下の6名の方を委員に委嘱しました。

小池千穂子 (小六)	小池 雅子 (立沢)
五味 弘子 (大平)	中村 守男 (富原)
樋口 卓道 (富士見)	堀内裕美子 (烏帽子)

社会教育委員の職務は、文化活動、スポーツ活動などの社会教育に関して、教育長を経て教育委員会に助言することです。主な職務は「社会教育全搬の計画策定」、「教育委員会からの諮問に対し意見を述べること」、「文化・スポーツ活動の研究調査を行うこと」などです。

町の社会教育についてご意見などがありましたら、社会教育委員にお気軽にご相談ください。

☎ 生涯学習課 生涯学習公民館係  
☎62-7900 (コミュニティ・プラザ内)

## 家庭・教育相談員の紹介

乳幼児から小・中学校の児童生徒に関する子育て全般、発達の遅れや家庭で抱える問題等の相談に応じます。お気軽にご相談ください。

### \*\*\*「子どもの育てにくさ」\*\*\*

子どもの育てにくさを感じると、とかく母親は自分の育て方がいけないのかと思いがちです。もちろん母親の影響は大きいのですが、その子の生まれついているものや子どもを取り巻く様々な環境が成長に影響を与えていると思います。困ったなと感じたら、ぜひ周りの信頼できる方に相談してください。

子どもは一人ひとり違うのだから、どの親だってあれこれ悩みながら子育てをしていることと思います。

(文：鈴木相談員)



▲子ども課窓口をにぎわす相談員の作品

☎ 子ども課 子ども支援係  
家庭・教育相談員  
☎62-9233 (相談専用)  
相談時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

## 連載2 「子どもの権利条約」 って、知ってる?

本欄では、1994年アムネス・インターナショナル日本支部主催「子どもの権利条約翻訳・創作コンテスト」最優秀賞を受賞した小口尚子さん・福岡鮎美さん(中2)の作品『子どもによる、子どものための「子ども権利条約」』(小学館)や、ユニセフの子ども向けサイトを参考に、条約の内容を紹介していきます。

\* \* \* \* \*

子どもの権利条約では、おもに4つの権利を守るように定めています。また、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとかかれています。

- 1 育つ権利** 知りたいと思うことを教えてもらえ、疲れたら休んだり、遊んだりできる。何を考えてもいいし何を信じてもいいという自由が守られて、自分らしく育つことができることなど。
- 2 守られる権利** どんな虐待や搾取からも守ってもらえる。特に障害のある子どもや、少数民族の子どもなどは守られることなど。
- 3 参加する権利** 自由に意見を言ったり、仲間が集まってグループを作ったりして自由な活動をすることができることなど。
- 4 生きる権利** すべての子どもは、生きていていい。他の人に命を奪われるとか、防げる病気で命を奪われることがないように、病気やけがをしたらきちんとなおしてもらえることなど。

—つづく—

6月21日(第3日曜日)は  
家庭の日・家庭読書の日

1年中で最も日が長い季節。家族のみんなで朝や夕方に散歩をしてみるなど、家族がふれあう時間を持ちましょう。

編集後記

「無料塾」では、3年生向けの夏期講座受講生募集が始まります。(G)

